

傍 聴 要 領 (案)

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

2 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は、原則 50 名とする。
ただし、感染症の拡大など人の密集を防ぐ必要がある場合など不測の事態が発生した際は、臨機応変に定員を変更することができる。

3 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - ウ 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - エ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - オ その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴者が上記の事項に違反した場合は、退場してもらうことがあります。